

令和 7 年 11 月 13 日

茨城県宅地建物取引業協会長 殿

茨城県警察本部生活安全部
生 活 安 全 総 務 課 長
(公 印 省 略)

不動産会社を対象とした強盗事件への防犯対策について（依頼）
時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、警察業務各般にわたりまして、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日 11 月 13 日、筑西市内において、不動産会社関係者から金品を強奪しようとしていた犯人を検挙しており、今後も同様の事案が発生する可能性があります。

被害を防止するための対策として、

- 短時間の外出、在宅中、夜間就寝時を含めて出入口等は必ず施錠する
- 心当たりのない、突然の訪問者を家に入れない
- 売上金等の現金は事務所や自宅で保管しない
- シャッター、雨戸を閉める
- 夜間でも電気を点けておく
- センサーライト、防犯カメラを設置する
- 補助錠、防犯フィルム（人が入れる場所全て）、警報アラーム、防犯砂利の設置（ホームセンター等で購入可）

などがあります。

また、不審者や不審車両等を発見した際の 110 番通報をよろしくお願いいたします。

警察では、被害の防止に向けて警戒を強化しているところですが、貴協会会員の皆様の更なる自主防犯対策への取組の強化がなされますよう、上記防犯対策の周知をお願い申し上げます。

本件担当

茨城県警察本部

生活安全部生活安全総務課

犯罪抑止対策第一係

電話 029－301－0110（内線 3021, 3022）